

内閣参質一八六第一四八号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員浜田和幸君提出健全な飲酒環境の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出健全な飲酒環境の整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの数値については、政府として集計したものはない。

二について

お尋ねの酒税の税収については、平成十三年度決算において約一兆七千六百五十四億円、平成十四年度決算において約一兆六千八百四億円、平成十五年度決算において約一兆六千八百四十二億円、平成十六年度決算において約一兆六千五百九十九億円、平成十七年度決算において約一兆五千八百五十三億円である。

三について

国税庁においては、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、平成十八年八月に、合理的な価格の設定など、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を提示した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を公表するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、酒類取引の実態把握に努めているところである。

また、当該実態調査の結果、指針に則していない取引が認められた場合には、指針に則した取引を行う

よう指導することとしている。さらに、不当廉売など私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反する事実があると思料したときは、同法第四十五条第一項の規定に基づき、公正取引委員会に報告し、適切な措置をとるよう求めることとしている。

同庁としては、今後とも、こうした取組を通じて、酒類の公正な取引環境の整備に努めてまいりたい。